

千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業の グループ応募に係る協定書

（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業に応募するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業に応募する甲、乙が行う当該事業の委託業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業に応募するに当たってのグループ名称は、〇〇〇〇・〇〇〇〇共同事業体（以下「共同事業体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 当共同事業体の構成員は次のとおりとする。

甲	住所	_____
	名称	_____
乙	住所	_____
	名称	_____

（代表団体）

第4条 当共同事業体の代表団体は〇〇〇〇とし、当該委託事業の最終責任を負う。

（事務所の所在地）

第5条 当共同事業体の事務所は、_____に置く。

（業務分担）

第6条 甲及び乙は、委託の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力を行うものとする。

2 甲の担当業務 _____

3 乙の担当業務 _____

（委託料）

第7条 甲は、委託事業者の代表として、千葉県から委託料を受けるものとし、受領後、乙へ本協定書第8条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

（委託料の受領割合等）

第8条 甲及び乙が受領する委託料の受領割合は次のとおりとする。

甲 _____ %

乙 _____ %

（事業年度及び決算）

第9条 当共同事業体の事業年度は、令和 年 月 日に始まり令和 年 月 日までとし、事業年度末に決算を行い決算書を作成する。

（欠損金の負担の割合）

第10条 前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は本協定書第8条の割合によって、欠損を負担する。

（協定書に定めのない事項）

第11条 本協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記のとおり千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業のグループ応募に係る協定書を締結したことの証拠として、この協定書正本2通及び副本1通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については千葉県に提出する。
令和 年 月 日

		共同事業体
甲	代表者	住所 _____
	代表者	_____
	代表者	_____
乙	構成者	住所 _____
	代表者	_____
	代表者	_____